

保険薬局様

“後発医薬品変更調剤・及び一般名処方調剤の報告”に関して

一般名処方を開始いたしました。が、“後発医薬品変更調剤の報告”と同様に“一般名処方調剤の報告”においても、保医発0305第12号を参考に次のとおりとさせていただきます。

記

1. 報 告：保険薬局からのFAX等による報告は必要ありません。
2. 情報提供：お薬手帳は必ず発行していただき、受診時の際は持参するよう患者様への指導をお願いいたします。

以上

保医発0305第12号

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名称に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては、剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

薬剤科